一般社団法人 権利擁護支援センター・えん任意代理契約報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団権利擁護支援センター・えん(以下、「当法人」という) がその任 意代理契約に関して受ける報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 報酬は、基本報酬、委任事務手数料(基本事務委任行為、付加事務委任行為)、日当とする。 2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

基本報酬	月1回程度の定期面接、必要時の安否確認・相談等をいう。
基本事務委任	身上保護に必要な事務で当法人の契約書代理権目録 1 に掲載された事務をい
行 為	う。
付加事務委任	主に生活資金口座を除く財産管理の事務で、契約書代理権目録 2 に掲載された
行 為	事務及び当法人で担えないような弁護士等の専門職の方に依頼する行為いう。
日 当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために
	拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は次表のとおりとする。

1. 基本報酬	1万円
	管理財産合計額が
	・1000 万未満の場合 月額 1 万円
2. 基本事務委任手数料	・1000 万円以上 5000 万円未満の場合 月額 3 万円
	・5000 万円以上の場合 月額 5 万円
	管理財産 (預貯金及び有価証券等の流動資産をいう)
	・相続放棄手続き 2万円+実費(2000円程度)
	・法定後見開始の審判の申立
3.付加事務委任手数料	10万円+実費(15万円~30万円)
3. 再加事仍安压于数件	・弁護士等専門家への委任手続き
	1万円+弁護士報酬等実費
	※当法人でできないことは専門家へ委託します。
	半日(往復1時間を超え4時間まで)1万円
	1日(往復4時間を超える場合) 2万円
	但し、営業時間(午前9時から午後6時)外、土日祝祭日の休日の場
	合は、以下の料金を加算する。
4 🖽 🗤	・午後 6 時から午後 10 時の場合 2 割 5 分増
4.日 当	・午後 10 時から午前 5 時の場合 5 割増
	・休日の午前9時から午後10時の場合 3割5分増
	・休日の午後 10 時から午前 9 時の場合 6 割増
	前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範
	囲内で増減額することができる